

県営住宅等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第61号

県営住宅等条例の一部を改正する条例

県営住宅等条例（平成9年岩手県条例第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～8 [略]	附 則 1～8 [略] <u>（東日本大震災の被災者等に係る収入超過者の認定等の特例）</u> <u>9 復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第20条に規定する日までの間に、同法第19条第1項に規定する罹災者公営住宅等供給事業により建設又は買取りをした県営住宅に入居を許可された者（規則で定める者を除く。）のうち、同項第2号に規定する被災者等である者（第12条の規定により入居の承継の承認を得た者で規則で定めるものを含む。）に係る第24条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「第5条第2号の金額」とあるのは、「259,000円」と読み替えるものとする。</u> <u>10 第26条の規定は、当分の間、前項に規定する者については、これを適用しないことができる。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に行う令和4年度の家賃に係るこの条例による改正前の県営住宅等条例第24条第1項の規定による認定については、この条例による改正後の県営住宅等条例附則第9項の規定の例により行うものとする。